(5)　三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずることとした。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に一〇分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとした。（附則第一九条の四及び第二七条の二関係）

(6)　商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に一〇分の六以上一〇分の七未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとした。（附則第二一条、第二七条の四及び第二七条の五関係）

(7)　住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、(6)又は(7)の減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に一〇〇分の一一〇以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとした。（附則第二一条の二、第二七条の四の二及び第二七条の五関係）

(二)　平成三一年度分又は平成三二年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。（附則第一七条の二、第一九条の二、第一九条の二の二及び第二二条関係）

(三)　電気通信事業者（法人に限る。）で特定通信・放送開発事業実施円滑化法に規定する実施計画について認定を受けたものが、平成三〇年四月一日から平成三二年三月三一日までの間に取得した同法に規定する特定電気通信設備のうち一定のものについて、固定資産税の課税標準を当該特定電気通信設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度間はその価格の四分の三の額とすることとした。（附則第一五条関係）

(四)　中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成三三年三月三一日までの間に同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度間はその価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。（附則第一五条関係）

(五)　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から平成三二年三月三一日までの間に都市再生特別措置法の規定により認可を受けた立地誘導促進施設協定（有効期間が五年以上のものに限る。）に基づき同法に規定する都市再生推進法人が管理する一定の立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の三年度間（当該立地誘導促進施設協定の有効期間が一〇年以上である場合には、五年度間）はその価格の三分の一の額とすることとした。（附則第一五条関係）

(六)　高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした一定の改修工事が行われた既存建築物について、次のとおり固定資産税及び都市計画税の減額措置を講ずることとした。（附則第一五条の一関係）

(1)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋について、平成三〇年四月一日から平成三二年三月三一日までの間に、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされた場合、当該改修工事が完了した年の翌年度分から二年度間は、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額（当該額が当該改修工事に要した費用の額の一〇〇分の五に相当する額を超える場合には、当該一〇〇分の五に相当する額）の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額することとした。

(2)　減額対象家屋の納税義務者は、市町村の条例で定めるところにより、改修工事完了後三月以内に市町村に申告することとした。

(七)　独立行政法人国民生活センターが行う一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に特定適格消費者団体が行う仮差押命令の申立てに係る担保を立てる業務の用に供する固定資産を追加することとした。（第三四八条関係）

(八)　津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その管理協定に係る締結期限又は指定避難施設の指定に係る期限を平成三三年三月三一日までとすることとした。（附則第一五条関係）

(1)　対象に指定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する一定の部分を加えた上、当該指定避難施設に係る課税標準を、最初の五年度間はその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。

(2)　対象に指定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産を加えた上、当該償却資産に係る課税標準を、最初の五年度間はその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の二）を乗じて得た額とすることとした。

(九)　生産緑地法に規定する生産緑地である農地のうち申出基準日までに特定生産緑地として指定がされなかったものであって、当該申出基準日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するもの等について、市街化区域農地とする措置を講ずることとした。（附則第一九条の二関係）

(〇)　平成三一年度以降の第二年度又は第三年度に係る賦課期日において、新たに都市計画法に規定する田園住居地域内の市街化区域農地となる事情がある土地について、評価替えを行うことができるようにするための所要の措置等を講ずることとした。（附則第一九条の二の二及び第二二条関係）

(二)　次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(2)　国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成三一年度までに新たに固定資産税が課されることとした。（附則第一五条関係）